

経済産業省告示第四百三十九号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項第一号の規定に基づき、別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものを次のように定め平成十五年一月十日から施行する。

平成十四年十二月二十七日

経済産業大臣 平沼 赳夫

輸出貿易管理令第四条第二項第一号の規定に基づき、別表第二の一の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合であつて、仮に陸揚げした貨物から経済産業大臣が告示で除くものは、平成十四年十一月五日にインターラーケンで採択されたダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき船積地域に係る国又は地域においてキンバリー・プロセス証明書（当該証明書に係るダイヤモンドが当該制度に基づき取り扱われたものであることを証する書類をいう。）が発行された貨物であり、かつ、その容器若しくは包装が開いていないものであつて、その容器若しくは包装に開かれた跡がないものとする。